

事務連絡  
令和3年11月2日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省健康局結核感染症課

重症者治療搬送調整等支援事業の相談窓口専用電話番号の追加について  
(周知依頼)

新型コロナウイルス感染症対策については、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症に係る広域移送・搬送の実施方法について」(令和3年8月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)をお示しいたしましたが、「重症者治療搬送調整等支援事業」における相談窓口の専用電話番号について、下記の通り追加がありましたので、貴都道府県におかれましては、管内の医療機関に対して周知いただきますようよろしくお願いいたします。

改正後	現行
1. 「重症者治療搬送調整等支援事業」の活用について (中略) ● ①の相談窓口では、人工呼吸管理やECMO診療のみならず、新型コロナウイルス感染症の重症患者の診療等について相談が可能である。 なお、連絡先は、以下となっている。 <u>ECMO・人工呼吸管理の診療に関して:050-3085-3335(24時間対応)</u> <u>その他の重症患者の診療全般に関して:050-3160-5119(24時間対応)</u>	1. 「重症者治療搬送調整等支援事業」の活用について (中略) ● ①の相談窓口では、人工呼吸管理やECMO診療のみならず、新型コロナウイルス感染症の重症患者の診療等について相談が可能である。 なお、連絡先は、以下となっている。 相談窓口専用電話番号:050-3085-3335(24時間対応)

事務連絡に関する問合せ先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療班 原・富田  
電話番号:03-3595-2194